

他の公務員共済の期間がある方へ

過去に国家公務員共済組合等に加入されていた期間がある方で、その期間の年金加入記録の移管が当共済組合にまだ行われていない方は、その加入記録が表示されていないことがあります。

この場合、国家公務員共済組合等から年金加入記録が移管され次第、加入記録の整備を行います。

※ 退職共済年金を決定する際に、再度すべての公務員期間を履歴書に基づき確認することとしていますので、ご安心ください。

船員であった期間がある方へ

船員であった期間については、①加入制度欄に(船員)と表示します。

なお、④加入月数には実際の期間を表示し、⑦合計には次のとおり割増した月数を加算して表示しています。

- ・ 昭和61年3月までの期間 実際の期間の4/3倍
- ・ 昭和61年4月から平成3年3月までの期間 実際の期間の6/5倍

<計算例>

昭和61年3月以前に1年間(12ヵ月)の船員期間がある場合
12月×4/3=16月となり、⑥船員割増月数は4月と表示しています。

一時金全額受給期間がある方へ

一時金全額受給期間(年金を受取るために積み立てた年金の原資を退職一時金として全額受給した期間)がある方には、①加入制度欄にその期間に*を付けて表示します。

なお、その期間は年金の計算に含まれませんが、公務員であった期間が20年に達した場合に限り、その受給された退職一時金に利子に相当する金額を加算した額を共済組合に返還することにより、その期間を含めて年金が支給されます。

過去に退職一時金を受給された方へ

昭和54年12月以前に退職された方には、上記のように年金の原資を退職一時金として全額受給された方のほか、年金の原資を残して退職一時金を受給された方がいます。

この方につきましても、その退職一時金を受給された期間が年金の算定基礎となりますので、受給された退職一時金の額に利子に相当する額を加算した額を共済組合へ返還していただくこととなります。

復帰希望職員の期間がある方へ

昭和54年12月以前に公庫・公団等に派遣されていた方は、派遣されている間厚生年金保険に加入することができましたので、公務員共済の年金加入記録と厚生年金の加入記録が重複している場合がありますが、問題はありません。

退職時に地方事務官であった方へ

地方事務官については、平成12年4月1日にその権利義務が当共済組合から国家公務員共済組合に承継されました。

したがって、退職された際に地方事務官であった方の加入期間は、国家公務員共済の年金加入期間とされています。

ただし、地方事務官であった期間の後に、地方公務員の期間がある場合は、当該地方事務官の期間を含めてお知らせしています。

通算退職年金に関する通知書が交付されている方へ

昭和61年3月以前に退職された方で、1年以上の組合員期間を有する方に対しては、退職された際に将来の通算退職年金等の基礎となるべき組合員期間を「通算退職年金に関する通知書」としてお知らせしていましたが、通算退職年金制度は、昭和61年4月の公的年金制度改正で廃止され、当該通算退職年金等の基礎となるべき組合員期間は、退職共済年金の基礎期間とされています。

なお、当該通知書に通算退職年金の額が表示されていますが、その額を保障するものではありませんのでご了承ください。

退職後に他の公務員共済に加入された方へ

このお知らせは、平成21年3月31日現在で作成していますが、同日に退職された方には、年金待機者としてこのお知らせを送付しています。

なお、退職された方が、他の共済組合の組合員になられますと、お届けいただくこととなりますので、お届けがお済みでない方は、当該他の共済組合に連絡してください。



退職共済年金の額は、厚生年金相当部分と職域年金相当部分の額の合算額に加給年金額を加算した金額として算定されますが、加給年金額は表示していません。
※加給年金額につきましては、下欄をご覧ください。

【平均給料月額、平均給与月額】

退職共済年金の算定は、平成15年3月以前と4月以後とでは算定方法が異なります。

具体的には、平成15年3月以前では、掛金の基礎となった給料が年金の算定基礎となっていました。4月以後は掛金の基礎となった給料と掛金の基礎となった期末手当等が年金の算定基礎となります。

したがって、平成15年3月以前は平均給料月額、4月以後は平均給与月額が年金の算定基礎となります。

また、昭和61年3月以前に退職された方の平均給料月額は、特別な計算をすることとされています。

☆ 共済太郎さんについて裏面の計算式等により計算した結果、平成15年3月までの平均給料月額①は258,345円です。

☆ 共済太郎さんは、平成11年3月に退職されていますので、平成15年3月までの加入月数③は120月のみとなり、平成15年4月からの加入月数④は表示されません。

加給年金額

公務員共済の年金加入記録が、20年以上ある方は、65歳になったときに、その方により生計を維持されている(※)65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子がいるときは、加給年金額が加算されます。

この加給年金額は、配偶者が396,000円、第1子・第2子がそれぞれ227,900円、また、第3子以降が1人につき75,900円です。(平成21年度価額で表示しています。)

ただし、厚生年金の被保険者期間のみで20年以上ある方等については、老齢厚生年金に加給年金額が加算され、退職共済年金には加算されませんのでご了承ください。

※ 詳しくは、地方職員共済組合のホームページをご覧ください。

「公務員共済年金のお知らせ」の見方(その2)

【平均給料月額、平均給与月額】

平成15年3月までの平均給料月額①	258,345円	平成15年3月までの加入月数③	120月
平成15年4月からの平均給与月額②	円	平成15年4月からの加入月数④	月

【将来受給することとなる退職共済年金の見込額】

将来受給することとなる退職共済年金の見込額の計算

$$\text{厚生年金相当部分} \quad \frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額①}}{258,345\text{円}} \times \frac{\text{給付乗率⑤}}{7,125/1,000} \times \frac{\text{平成15年3月までの加入月数⑦}}{120\text{月}} = \frac{\text{平成15年3月までの期間に係る年金額}}{22\text{万円}} \quad \text{A}$$

$$\text{職域年金相当部分} \quad \frac{258,345\text{円}}{258,345\text{円}} \times \frac{0,713/1,000}{0,713/1,000} \times \frac{120\text{月}}{120\text{月}} = \frac{2\text{万円}}{2\text{万円}} \quad \text{B}$$

$$\text{厚生年金相当部分} \quad \frac{\text{平成15年4月からの平均給与月額②}}{\text{円}} \times \frac{\text{給付乗率⑥}}{\text{円}} \times \frac{\text{平成15年4月からの加入月数⑧}}{\text{月}} = \frac{\text{平成15年4月からの期間に係る年金額}}{\text{万円}} \quad \text{C}$$

$$\text{職域年金相当部分} \quad \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \frac{\text{月}}{\text{月}} = \frac{\text{万円}}{\text{万円}} \quad \text{D}$$

$$\text{将来受給することとなる退職共済年金の見込額(A+B+C+D)} \rightarrow \frac{24\text{万円}}{24\text{万円}} \quad \text{E}$$

支給開始年齢⑨

備考欄

【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】

将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額の計算

$$792,100\text{円} \times \frac{\text{加入月数}}{120\text{月}} \div 480\text{月} = \frac{19\text{万円}}{19\text{万円}} \quad \text{F}$$

将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額(F) →

支給開始年齢

【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】

将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額の加入月数は、平成15年3月までの加入月数③と平成15年4月からの加入月数④を合算した期間を表示しています。

※ 平成21年3月までの加入月数に20歳前の期間がある方は、その期間が算入されません。詳しくは、裏面をご覧ください。

※ 船員の割増月数が加算されている方は、割増しない月数で計算することとされています。

☆ 共済太郎さんは、23歳のときに共済組合に加入され、平成11年3月31日に退職されていますので、加入月数は120月です。

なお、共済太郎さんが、別途国民年金及び厚生年金加入されている場合は、社会保険庁から別途「ねんきん定期便」が送付されます。

将来受給することとなる退職共済年金の見込額

将来受給することとなる退職共済年金の見込額の計算は、これまでの加入月数に応じた平成15年3月までの平均給料月額①と平成15年4月からの平均給与月額②及びこれまでの加入月数の③、④をもとに算定しています。

⑤、⑥の給付乗率

給付乗率は次のとおりです。

区分	厚生年金相当部分	職域年金相当部分	
		20年以上	20年未満
⑤平成15年3月以前の期間	7.125/1,000	1.425/1,000	0.713/1,000
⑥平成15年4月以後の期間	5.481/1,000	1.096/1,000	0.548/1,000

※ 職域年金相当部分の給付乗率は、加入月数が240月以上と240月未満では異なります。

☆ 共済太郎さんは、これまでの加入月数が120月ですので240月未満の乗率で算定することとなります。

したがって、⑤の給付乗率は7.125と0.713で算定しています。

⑦、⑧の加入月数

⑦の加入月数は平成15年3月までの加入月数③と、⑧の加入月数は平成15年4月からの加入月数④と原則同じ月数ですが、船員の割増月数に該当する期間をお持ちの方は一致しません。

※ 詳しくは、裏面をご覧ください。

☆ 共済太郎さんは、③と⑦の加入月数が120月となります。

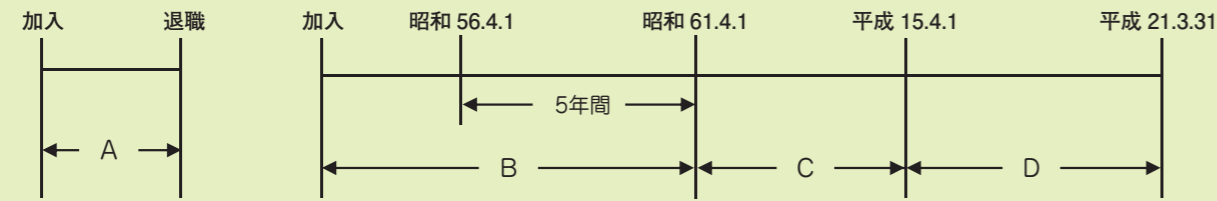
年金額の単位

年金額は、本来百円単位で決定されますが、ここでは試算額であることから、万円単位(端数切捨て)で表示しています。

お願い

この「お知らせ」の見込額は、現時点での将来見込額を試算したものであり、実際の年金額を確定的にお知らせするものではありませんので、ご注意ください。

平均給料月額、平均給与月額の算定方法



(昭和61年3月以前に退職された方の平均給料月額)

$$\text{Aの期間に係る平均給料月額} = \frac{\text{Aの退職前1年間の各月の掛金の基礎となった給料の総額(昭和60年ベースに改定後)} \times 1/12 \times 5\text{年換算率} \times \text{全期間換算率} \times \text{再評価率} \times \text{手当率} \times \text{Aの月数}}{\text{Aの月数}}$$

(昭和61年4月以後に退職された方の平均給料(給与)月額)

$$\text{Bの期間に係る平均給料月額} = \frac{(\text{昭和56年4月} \sim \text{昭和61年3月の各月の掛金の基礎となった給料の総額} \times 1/60 \times \text{全期間換算率} \times \text{再評価率} \times \text{手当率} \times \text{Bの月数})}{\text{Bの月数}}$$

$$\text{Cの期間に係る平均給料月額} = \frac{\text{Cの各月の掛金の基礎となった給料の総額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}}{\text{Cの月数}}$$

$$\text{Dの期間に係る平均給与月額} = \frac{(\text{Dの各月の掛金の基礎となった給料の総額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}) + (\text{Dの掛金の基礎となった期末手当等の総額} \times \text{再評価率})}{\text{Dの月数}}$$

- ※ 5年換算率、全期間換算率、再評価率、手当率等につきましては、詳細をホームページのQ&Aに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。
- ☆ 共済太郎さんは、平成元年4月1日に共済組合に加入されていますので、上図のCの期間の計算方法で計算されています。

船員であった期間等がある方へ

船員であった期間のうち4/3倍及び6/5倍した期間につきましては、職域年金相当部分は算定されません。
また、①加入制度で、公務員共済組合(JR)及び公務員共済組合(JT)と表示した期間についても職域年金相当部分は算定されません。

老齢基礎年金

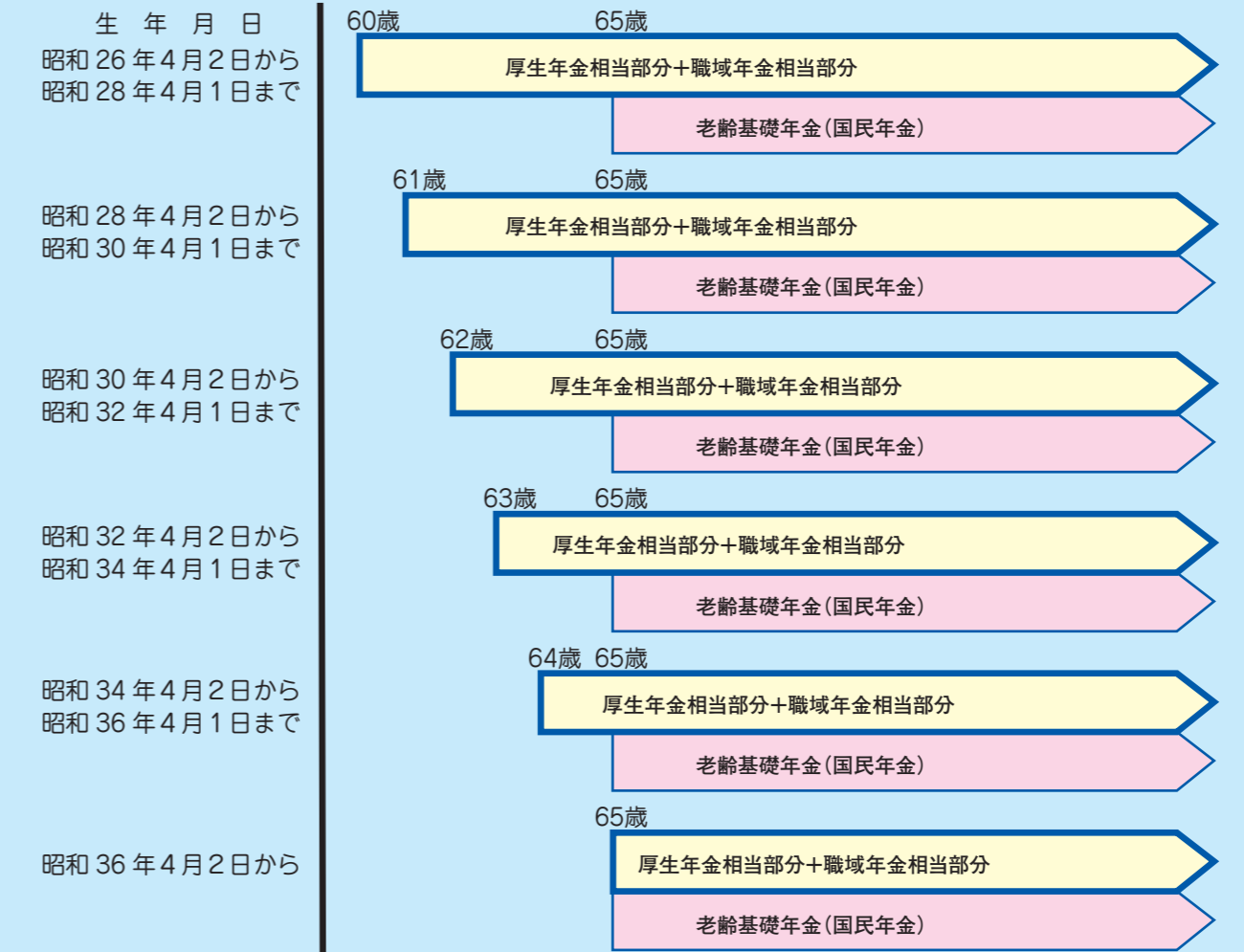
公務員共済、厚生年金及び私立学校教職員共済の加入期間は国民年金の加入期間となり、老齢基礎年金の算定の基礎となります。
老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの加入期間(40年:480月)に応じて算定されます。
このお知らせは、公務員共済の年金加入記録に応じて算定しておりますので、厚生年金、私立学校教職員共済等の加入期間は含まれていません。

792,100円×公務員共済年金の加入期間の割合

老齢基礎年金の算定は、792,100円に20歳から60歳までの期間(480月)における加入期間の割合を乗じることによって算定されます。
したがって、20歳から60歳までのすべての期間に公的年金に加入した場合は792,100円が支給されます。(平成21年度価額で表示しています。)
※ 公務員共済の加入記録が厚生年金と重複する方は、当該重複する期間は、厚生年金の加入期間のみが、老齢基礎年金の算定基礎期間となります。このお知らせでは、重複する期間については、全て公務員共済の年金記録として表示していますので、ご了承ください。

年金の支給開始年齢

退職共済年金は、本来65歳から支給されることとなっておりますが、公務員共済、厚生年金、私立学校教職員共済及び国民年金の期間を合算して25年以上有する場合に、その方の生年月日に応じて支給開始年齢が次のとおり段階的に定められています。



- ※ [青枠] は共済組合が、また、[赤枠] は社会保険庁が支給する年金です。
- ※ 昭和36年4月1日以前に生まれた方で年金加入記録が1年以上ない場合は、支給開始年齢が65歳となります。
- ☆ 共済太郎さんは、昭和40年10月15日生まれのため、今後、公務員共済等の期間を合算して25年以上有することとなったとしても、支給開始年齢は65歳です。

年金受給資格の期間の特例

退職共済年金は、公務員共済等の期間を合算して25年以上ないと年金を受けることができませんが、その方の生年月日に応じ、国民年金以外の期間を合算した期間が、下表の受給資格期間の年数以上であれば、年金を受けることができます。

生年月日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日まで	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日まで	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日まで	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日まで	24年

- ☆ 共済太郎さんは、昭和40年10月15日生まれのため公務員共済等の期間が25年以上ないと退職共済年金を受けることができません。

Q & A

Q1 昨年「公務員共済ねんきん特別便」を受け取り、今回も似たような通知を受け取ったが、どう違うのでしょうか。

A 昨年送付した「公務員共済ねんきん特別便」では、公務員共済の年金加入記録を皆様へ提供してご確認いただきました。

今回送付した「公務員共済年金のお知らせ」では、加入記録に加えて、将来の年金の見込額や給料・期末手当等の記録等を提供して、ご確認いただくこととしたものです。

なお、社会保険庁においても、国民年金と厚生年金の被保険者に対してその誕生月に「ねんきん定期便」として、同様の情報を提供していますが、その中には、公務員共済の記録は表示されていません。

Q2 昨年の「公務員共済ねんきん特別便」と同様に今回も回答票がありませんが、見て確認しておけばよいのでしょうか。

A はい、今回のお知らせは、年金加入状況等を確認していただき、年金制度への理解を深めていただくことが目的ですので、回答票は添付していません。

なお、確認していただいて記載内容に疑義がある場合は、相談ダイヤルに連絡してください。

Q3 「給料(昭和56年4月～平成21年3月)と期末手当等(平成15年4月～平成21年3月)の記録」の記録を見ましたが、過去の給料を覚えていません。どうすればよいのでしょうか。

A 今回お知らせした給料と期末手当等については、道府県が管理している情報を基に作成しており、誤りはないものと考えておりますが、特に疑義があれば、相談ダイヤルに連絡してください。

Q4 私は、障害共済年金を受給していますが、加入月数が、障害共済年金のものと違いますが、なぜでしょうか。

A 障害共済年金の場合は、障害認定日後の加入期間はその算定の基礎とならないので、今回表示した加入月数とは異なります。

また、昭和61年4月以後に退職された方で、昭和61年3月31日に障害の状態にあった方は、その時点までの加入期間が障害年金の算定の基礎となることから、今回表示した加入月数と異なります。

Q5 私は、昭和36年7月生まれで今年48歳になりますが、年金の支給開始年齢を見ますと、65歳からしか年金が受けられないようですが、60歳から65歳までは無年金となるのでしょうか。

A 退職共済年金は、組合員期間等が25年以上ある方が、65歳に達しますと受給できますが、60歳から退職共済年金を減額して受けることができる制度があります。

この制度を「繰上げ支給の退職共済年金」といいますが、次の計算による「繰上げ調整額」が退職共済年金の額から減額されます。

繰上げ調整額=(厚生年金相当部分+職域年金相当部分)×5/1,000

× 繰上げを希望する月から65歳に達する月の前月までの月数

なお、厚生年金の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金にも同様の制度がありますので、詳しくは、社会保険事務所にお尋ねください。

※ この減額率は、生涯にわたって適用されます。

☆ 共済太郎さんが仮に61歳から4年間繰上げて退職共済年金を受ける場合は、次のような計算となります。

24万円-(24万円×5/1,000×(4年×12)) ≒ 18万円

繰上げ調整額

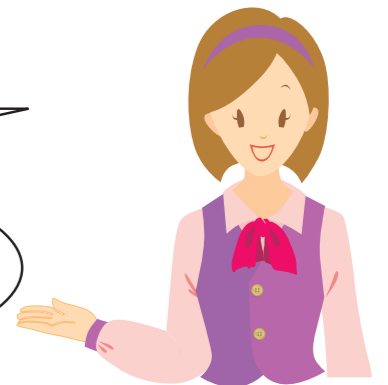
地共済年金情報(ホームページ)の提供について

地方公務員共済組合では、このお知らせによる年金情報の提供(文書の送付による提供)方法を改め、平成22年度からインターネットによる年金情報を提供する予定としています。

ホームページでの年金情報の閲覧は、皆様から閲覧の申込みを受け、「ユーザーID・パスワード」をお知らせすることにより閲覧していただく方法を考えております。

来年度になりましたら、申込方法等について、地方職員共済組合ホームページでご案内する予定としておりますのでアクセスしてください。

最後までお読み頂き、
ありがとうございました。
地方職員共済組合ホームページに
「公務員共済年金のお知らせ
(地共済ねんきん定期便)」に関するQ&Aを掲載
しておりますので、併せてご利用下さい。



<http://www.chikyosai.or.jp/> (地方職員共済組合ホームページ)